

○ 平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）

| | 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|--|
| 第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。 | 第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。 | 第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。 |
| 三十 農林漁業金融公庫 | 一〇二十九 （略） 三十 農林漁業金融公庫 | 一〇二十九 （略） 三十 農林漁業金融公庫 |